

令和元年度決算における
財政健全化判断比率審査及び
公営企業会計資金不足比率審査
意見書

西和賀町監査委員

令和2年8月

1. 審査の対象

(1) 財政健全化判断比率審査

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

(2) 公営企業会計資金不足比率審査

- ①下水道事業特別会計
- ②農業集落排水事業特別会計
- ③温泉事業特別会計
- ④町立西和賀さわうち病院事業会計
- ⑤水道事業会計

2. 審査の方法

審査は、提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3. 審査の日時

令和2年7月28日(火) 午後3時00分～午後4時45分

4. 審査の場所

西和賀町役場湯田庁舎 2階庁議室

5. 審査した監査委員

西和賀町代表監査委員 高橋政芳、西和賀町監査委員 児玉正彦

6. 審査に立ち会った職員

企画課長 吉田博樹、課長代理 内記良伸、主査 高橋祐征、主査 高橋高行
監査委員事務局 書記 藤島 和、書記 内記孝洋

7. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

8. 指標の結果

(1) 財政健全化判断比率（財政健全化法第3条関係）

指標	R元年度 (A)	30年度 (B)	比較 (A)-(B)	【参考数値】		
				29年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	—	—	15%	20%
②連結実質赤字比率	—	—	—	—	20%	30%
③実質公債費比率	10.8%	9.9%	0.9%	9.0%	25%	35%
④将来負担比率	91.7%	85.9%	5.8%	73.1%	350%	

(1) - 2 指標の概要

上の表で示す数値が、国の基準値を超えた場合は、財政的に「危険」とみなされ改善に向けた計画を作成しなければならない。また、4指標のうち1項目でも早期健全化基準を超えれば「財政健全化計画」を、1項目でも財政再生基準を超えれば「財政再生計画」を定めなければならない。

※早期健全化判断基準の数値は、次のように定められている。

- ①実質赤字比率は、市町村は財政規模に応じて11.25～15%、都道府県は3.75%
- ②連結実質赤字比率は、市町村は財政規模に応じて16.25～20%、都道府県は8.75%
- ③実質公債費比率は、市町村・都道府県とも25%
- ④将来負担比率は、市町村は350%、都道府県と政令指定都市は400%

※財政再生基準の数値は、次のように定められている。

- ①実質赤字比率は、市町村は20%、都道府県は5%
- ②連結実質赤字比率は、市町村は30%、都道府県は15%
- ③実質公債費比率は、市町村・都道府県とも35%
- ④将来負担比率は、定められていない

【①実質赤字比率】

一般会計の歳入から歳出を差し引いた形式収支から翌年度に繰り越すべき財源などを控除した実質収支額が赤字の場合に、町税収入や地方交付税などの標準的な財政規模に対する赤字額の割合を示す比率である。

赤字ではないため「—」と表示している。

【②連結実質赤字比率】

町の全ての会計（一般会計のほか下水道、温泉などの特別会計も含む）を対象とした実質収支額が赤字の場合に、標準的な財政規模に対する赤字額の割合を示す比率である。

赤字ではないため「—」と表示している。

【③実質公債費比率】

町の一般会計などから支出する地方債元利償還金などの標準的な財政規模に対する比率である。数値が低いほど財政が健全であることを示している。

今回の審査で確認したところ、早期健全化基準値を下回っているが、前年度と比較すると0.9ポイント上回っている。これは、特別会計の地方債の償還に充てたと認められる繰出金の増加及び償還金に充てる特定財源及び地方交付税参入額の割合の減少によるものである。

【④将来負担比率】

町の一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準的な財政規模に対する比率である。数値が低いほど財政が健全であることを示している。

今回の審査で確認すると、早期健全化基準値を下回っているが、前年度に比較すると、5.8ポイント上回っている。これは、借入金に充当可能な基金残高の減少及び地方交付税算入が見込まれる公債費の減少によるものである。

(2) 公営企業会計資金不足比率（財政健全化法第22条関係）

会計区分	R元年度	30年度	比較	【参考数値】	
	(A)	(B)	(A)-(B)	29年度	国で示す早期健全化基準値
簡易水道事業特別会計				—	20%
下水道事業特別会計	—	—	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	—	—	
温泉事業特別会計	—	—	—	—	
町立西和賀さわうち病院事業会計	—	—	—	—	
水道事業会計	—	—	—		

(2) - 2 指標の概要

【資金不足比率】

町の公営企業会計ごとの収入と支出の差し引きが赤字(不足)の場合の事業規模に対する資金不足額の割合を示す指標である。

どの会計も資金が不足していないため「—」と表示している。

9. むすび

財政健全化判断比率は、財政は黒字であり、実質公債比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。国の示す基準からみると健全な財政の範囲にあると認められるが、今後も引き続き、安定的な財政基盤を維持できるよう努めていただきたい。

資金不足比率は、5事業会計とも資金不足を生じておらず、経営健全化基準からみて健全な範囲で推移していると認められる。